

「危険ドラッグ」 ダメ。ゼツタイ。

危険ドラッグ		
植物片	液体	粉末
		

上記の製品は、麻薬や指定薬物が検出された製品の一例です。

「危険ドラッグ」の誘惑に負けないで!!

○ 危険ドラッグって何？

- ・ 「脱法ドラッグ」「合法ドラッグ」「お香」「アロマ」「合法ハーブ」などの名称で販売されています。
- ・ 大麻や麻薬等と似せた成分が含まれています。
- ・ インターネットで多く販売されています。
- ・ 所持しているだけで違法となるものがあります。

○ 使うとどうなるの？

- ・ 幻覚、幻聴、吐き気、けいれん、呼吸困難などが起きることがあります。
- ・ 依存性が強いものがあり、止めようと思っても禁断症状などが出て止められなくなるものもあります。
- ・ 体への影響は大麻や麻薬と変わらず、命を落とすことがあります。

病院へ救急搬送される事例が発生しています。
危険ドラッグ使用による交通事故が多発しています。

平成26年4月1日施行の薬事法の一部改正により、
薬事法に規定する指定薬物について、
その「所持」「使用」「購入」「譲受け」等が新たに禁止
され、違反した場合には罰則が科せられます。

秋田県警察本部

NO！「脱法ドラッグ」

最近、店舗やインターネット上で、「合法ハーブ」等と称する商品が販売されており、こうした商品を使用した人が、**意識障害、おうと、けいれん、呼吸困難等を起こして、死亡したり、重体に陥る事件が多発**しています。

これら商品は、**覚醒剤、麻薬、大麻など規制薬物の化学構造に似せて作られており、規制薬物と同等の作用を有する成分を含む商品が多く、大変危険**です。また、**合法と称して販売する商品の中に麻薬や指定薬物等の違法な薬物が含まれていた例もあります**ので絶対に手を出してはいけません。

合法と称して販売していたものの 麻薬や指定薬物等違法な薬物であった商品例



商品名：「Blue Majic」(液体)

麻薬である「通称名：MDPV」が検出され、麻薬及び向精神薬取締法違反(営利目的共同所持)で検挙されたもの



商品名：「DIAMOND Rush」(白色粉末)

指定薬物である「通称名：4FMP」が検出され、薬事法違反(販売目的陳列)で検挙されたもの



商品名：「ANARCHY Spider」(植物片)

指定薬物である「通称名：APICA」等が検出され、薬事法違反(販売目的陳列)で検挙されたもの

指定薬物の取締強化

～薬事法の一部改正 平成26年4月1日施行～

薬事法の指定薬物について、その「所持」、「使用」、「購入」、「譲受け」が新たに禁止され、違反した場合には罰則が科されます。